

期日前投票

投票日の7月2日(日)に、仕事や旅行、出産などの理由で投票ができないかたは「期日前投票」ができます。

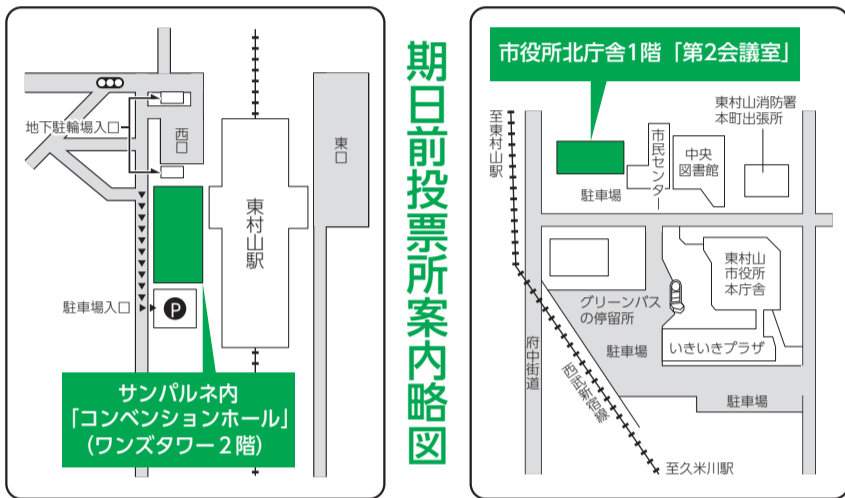
注意

- 投票日に18歳になるかたでも、期日前投票を行おうとする日に17歳のかたは、表1の会場で不在者投票として受け付けます。
- 投票所入場整理券の裏面にある宣誓書に記入して持参してください。

表1

場所(下図参照)	期間	時間
北庁舎1階「第2会議室」	6月24日(土)～7月1日(土)	午前8時30分～午後8時
サンパルネ内「コンベンションホール」(ワンズタワー2階)	6月29日(木)～7月1日(土)	午前10時～午後8時

※サンパルネの駐車場は有料です。
 ※サンパルネへ自転車でお越しのかたは西口地下駐輪場をご利用ください。



郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険被保険者証をお持ちのかたのうち、表2に該当するかたは「郵便等投票」ができます。

表2

手帳の種類	症状	等級
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫・肝臓の障害	1～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

①郵便等投票を行うかたは郵便等投票証明書が必要

選挙管理委員会事務局にある郵便等投票証明書交付申請書に選挙人本人又は、代理記載人(届出済のかた)が署名し、身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険被保険者証を添えて、選挙管理委員会事務局へお越しください。

※すでに郵便等投票証明書(有効期間内)をお持ちのかたは、この手続きは不要です。

代理記載制度

表2のかたのうち、さらに次のいずれかに該当し、代理記載人を選任できるかたは代理記載制度に該当しますので郵便等投票証明書交付申請書と併せて申請をしてください。

- 身体障害者手帳の上肢又は視覚障害の1級
 - 戦傷病者手帳の上肢又は視覚障害の特別項症～第2項症
- ※交付申請書は代理記載人が持参することもできます。

②郵便等投票用紙を請求してください

郵便等投票証明書と選挙管理委員会事務局で配布する請求書を添えて、6月28日(木)までに直接又は郵送で選挙管理委員会事務局へ請求してください。
 ※投票用紙の請求は告示日前からできます。

※投票用紙は告示日以降に選挙人本人、又は、代理記載人に送付します。

③投票用紙と封筒が届いたら

選挙人本人、又は、代理記載人(届出済のかた)が候補者名を記入し、7月1日(必着)までに選挙管理委員会事務局へ郵送してください。

投票所変更のお知らせ...★2

耐震補強工事のため、第1投票区の投票所を東村山市役所本庁舎から、東村山市役所いきいきプラザに変更します。本町1・3・4丁目在住のかたは、お間違えのないようご注意ください。

遠隔地での不在者投票

仕事などで市外に滞在しているかたは、事前の手続きをすることで、滞在地の選挙管理委員会では不在者投票することができます。

①投票用紙および投票用封筒の請求

東村山市の選挙人名簿に登録のあるかたは、投票用紙および投票用封筒が請求できます。不在者投票宣誓書兼請求書に自筆で記入し、選挙管理委員会に郵送で請求してください。(ファクス不可)

※不在者投票宣誓書兼請求書は、PDFからダウンロードできます。

②投票用紙、投票用封筒、不在者投票証明書の交付

不在者投票事由があると認められると、投票用紙と投票用封筒のほか、不在者投票証明書が交付されます。証明書は、不在者投票証明書用封筒に入っていますので、封筒は開封しないでください。開封すると投票できません。

③投票方法および手続き

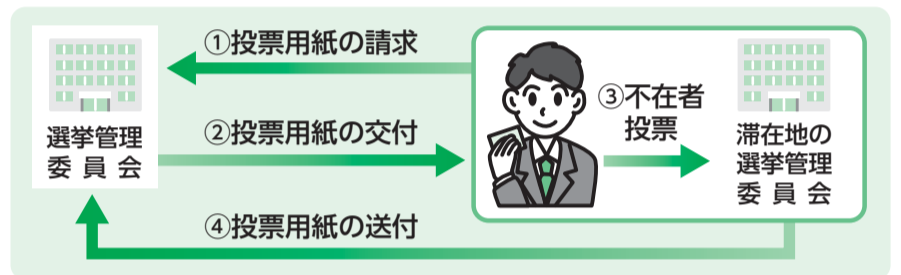
投票用紙などの交付を受けたら、それを持って告示日の翌日から投票日の前日までに、日数に余裕を持って滞在先の市区町村選挙管理委員会に行ってください。

投票する前に投票用紙、投票用封筒、不在者投票証明書の入っている封筒を提出してください。

※あらかじめ投票用紙に候補者の氏名などを記入すると、無効になりますので記入しないでください。

④投票用紙の記載・封入

不在者投票記載場所で投票用紙に記入し、封をします。外封筒に署名をしたら、立会人の署名を受けて不在者投票管理者へ提出します。



指定施設での不在者投票

病院・老人ホームなどに入院、入所されているかたは、その施設が不在者投票指定施設であれば、その施設で投票できます。

投票用紙の請求は、入院、入所中の長を通じて行います。

※投票期間は、告示日の翌日から投票日の前日までですが、不在者投票を行う日時が施設によって異なります。あらかじめ各施設にお問い合わせください。

投票区域一覧

投票区名	投票所区域	投票所名
第1投票区	本町1・3・4丁目	市役所いきいきプラザ ★2
第2投票区	本町2丁目、久米川町3・4丁目	久米川小学校
第3投票区	久米川町1・2・5丁目	東村山第二中学校
第4投票区	秋津町2丁目1～7・15～21	秋津小学校
	秋津町3丁目	
	秋津町4丁目1～19・23～32	
第5投票区	秋津町1・5丁目	秋津東小学校
	秋津町2丁目8～14・22～43	
	秋津町4丁目20～22・33～42	
第6投票区	青葉町2・3丁目	青葉小学校
第7投票区	青葉町4丁目	全生園公会堂
第8投票区	青葉町1丁目	さくらコート青葉町
第9投票区	恩多町3丁目1～19	東村山第五中学校
	恩多町4丁目	
	恩多町5丁目1～44	
第10投票区	恩多町1・2丁目	野火止小学校
	恩多町3丁目20～45	
	恩多町5丁目45～55	
第11投票区	萩山町5丁目、栄町1丁目	東村山第三中学校
第12投票区	萩山町1丁目	第二保育園
第13投票区	萩山町2・4丁目	萩山小学校
第14投票区	萩山町3丁目	都営集会所
第15投票区	栄町2・3丁目	八坂小学校
第16投票区	富士見町1・5丁目	東村山第一中学校
第17投票区	富士見町2～4丁目	私立明法高校
第18投票区	美住町1・2丁目	第四保育園
第19投票区	廻田町1～4丁目	回田小学校
	多摩湖町2・3丁目	
第20投票区	多摩湖町1・4丁目	東村山第四中学校
	野口町2・3丁目	
第21投票区	諏訪町1～3丁目	化成小学校
	野口町1・4丁目	

※入場整理券にそれぞれの投票所の地図が掲載されていますのでご確認ください。